

県内市町村住宅関連助成事業概要一覧表 ※本紙は概要なので、詳細は各市町村の担当課にお問い合わせください。

1枚目 / 全16枚中

市町村名	担当部署	事業名	事業目的 ※1	助成方式 ※2	助成対象と融資限度額 (利子補給の場合は対象限度額、 助成の場合は助成額上限)	助成対象(者)要件 (申込資格)※3	貸付利率(利子補給の場合は利子補給率)(%)	期間	担当部署 電話番号	備考
1 千葉市	都市局建築部 住宅政策課	千葉市住宅建築資金等利子補給制度	一般	利子補給	耐震診断適用住宅 1,000万円 省エネ設備等 400万円	「取」～600万円	1.0% ～2.0%まで	5年	043 (245)5810	
1 千葉市	都市局建築部 住宅政策課	千葉市分譲マンション改良工事資金 利子補給制度	一般	利子補給	分譲マンションの管理組合 150万円/戸当たりを限度	「そ」 住宅金融支援機構のリフォームローンを受ける管理組合	1.00%	5年	043 (245)5810	
1 千葉市	都市局建築部 住宅政策課	千葉市住宅用太陽光発電設備 設置費助成	一般	補助	助成額:30千円/kW 上限3kWまで	「そ」 市税を滞納していない			043 (245)5810	
1 千葉市	都市局建築部 住宅政策課	千葉市耐震診断助成制度	災害対策	補助	木造住宅:4万円/戸 分譲マンション:予備診断3.4万円/棟 本診断160万円/棟	「そ」 (ア)市民が自ら所有し、居住する木造住宅 (イ)昭和56年5月31日以前の旧耐震基準によって建設されたもの (ウ)在来軸組工法の一戸建てで、2階以下のもの (エ)市税を滞納していない			043 (245)5896	
1 千葉市	都市局建築部 住宅政策課	千葉市耐震改修助成制度	災害対策	補助	木造住宅:60万円/戸 (設計費:10万円、補強工事費等50万円)	「そ」 (ア)市民が自ら所有し、居住する木造住宅 (イ)昭和56年5月31日以前の旧耐震基準によって建設されたもの (ウ)在来軸組工法の一戸建てで、2階以下のもの (エ)市税を滞納していない 「取」前年の総所得金額が600万円以下			043 (245)5896	
1 千葉市	都市局建築部 住宅政策課	千葉市既存建築物吹付けアスベスト 対策助成事業	その他	補助	市内の建築物の所有者 分析調査:10万円 除去工事等:100万円	「そ」 市内にある建築物のうち、人が居住・執務・出入りする空間等に、アスベスト吹付け材の可能性のある現状の吹付け材が露出している建築物			043 (245)5896	
1 千葉市	保健福祉局 高齢障害部 高齢福祉課	千葉市高齢者住宅改修費支援 サービス事業	高齢者	補助	対象者が居住する住宅の改修費用 70万円限度 (介護保険の住宅改修費が支給されるときは 支給相当分を控除)	「年」65歳以上 「そ」要介護(要支援)認定者			043 (245)5168	
1 千葉市	保健福祉局 高齢障害部 障害者自立支援課	千葉市重度心身障害者住宅改修費 助成制度	障害者	補助	対象者が居住する住宅の改修費用 70万円限度	「そ」 身障手帳1～2級または療育手帳(A)～A2			043 (245)5173	
1 千葉市	保健福祉局 高齢障害部 高齢福祉課 障害者自立支援課	千葉市住宅住替家賃助成事業	高齢者 障害者	補助	対象者の転居後住宅の当初の家賃月額から転居前住宅の 最後の家賃月額を差し引いた額35,000円限度	「年」65歳以上の単身世帯 又は65歳以上の者と60歳以上の者のみの世帯 もしくは「そ」身障手帳1～4級または療育手帳(A)～B1			高齢→043 (245)5168 障害→043 (245)5173	
1 千葉市	下水道局 管理部 下水道営業課	千葉市水洗便所改造等資金助成制度	一般	直貸し 補助	貸付金→50万円以内 補助金→(1)供用開始後1年以内の改造工事 1便槽、1し尿浄化槽につき 10,000円 (2)供用開始後1年を超え3年以内の 貸付金を利用しない改造工事 1便槽、1し尿浄化槽につき 5,000円	「そ」 (ア)市内に建築物(主に住居に供しているものを所有または占有する 方。 (イ)市内に住所を有する方(法人は除きます) (ウ)市税及び下水道受益者負担等を滞納していない方 (エ)1名の確実な連帯保証人のある方	無利息	37ヶ月以内	043 (245)5411	
1 千葉市	下水道局 管理部 下水道営業課	千葉市雨水貯留施設及び浸透施設 工事費助成制度	一般	補助	浄化槽を雨水貯水槽に改造する場合 75,000円限度/一基 市販雨水貯留槽を設置する場合 25,000円限度/一基 雨水浸透ますを設置する場合 260,000円限度/一個	(詳細については担当課に問合わせ下さい。)			043 (245)5412	
1 千葉市	環境局 環境事業部 収集業務課	千葉市合併処理浄化槽設置補助制度	一般	補助	人槽 通常型 高度処理型 5人槽 332,000円 594,000円 6～7人槽 414,000円 636,000円 8～10人槽 548,000円 726,000円	「そ」 下水道法に基づく認可区域以外 および農業集落排水事業の事業採択区域以外の地域			043 (245)5252	
2 銚子市	産業建設部 都市整備課	銚子市木造住宅耐震診断助成事業	災害対策	補助	木造戸建住宅 耐震診断に要する費用の2分の1(上限5万円)	「そ」 ・一戸建ての専用住宅または併用住宅 ・地上階数が2以下 ・昭和56年5月31日以前に着工			0479 (24)8945	
2 銚子市	産業建設部 都市整備課	銚子市水洗便所改造資金 融資あっ旋事業	一般	利子補給	水洗便所改造に要する資金80万円以内	「そ」 ・供用開始3年以内に改造工事。 ・市税、下水道使用料及び受益者負担金を滞納していないこと。 ・確実な連帯保証人があること。	利子の全額 (現在の利率: 3.45%)	30万円まで3年 50万円まで4年 80万円まで5年	0479 (24)8196	
2 銚子市	産業建設部 都市整備課	銚子市生活扶助世帯水洗便所 設置費補助事業	その他	補助	1世帯につき改造工事に要する費用から 住宅扶助として受けた額を控除した額	「そ」 ・処理区域内であること。 ・自己の所有する住宅に係る改造工事。 ・生活扶助世帯であること。			0479 (24)8196	

※1 「一般」「高齢者」「障害者」「災害対策」「木造住宅奨励」「母子・子育て家庭」「その他(同和、勤労世帯、農林水産振興、U・Iターン促進等)」
 ※2 「直貸し」「預託」「利子補給」「直貸し・利子補給」「預託・利子補給」「補助」「その他」
 ※3 「年」:年齢要件あり 「取」:収入要件あり 「そ」:その他の要件あり

市町村名	担当部署	事業名	事業目的 ※1	助成方式 ※2	助成対象と融資限度額 (利子補給の場合は対象限度額、 助成の場合は助成額上限)	助成対象(者)要件 (申込資格)※3	貸付利率(利子補給の場合は利子補給率)(%)	期間	担当部署 電話番号	備考
2	銚子市	産業建設部 生活環境課	銚子市合併処理浄化槽設置費補助金	一般	補助	転換補助 単独浄化槽から 5人槽512,000円 7人槽594,000円 10人槽728,000円 くみ取り便房から 5人槽432,000円 7人槽514,000円 10人槽648,000円	「そ」 ・市税完納 ・補助対象区域に制限有		0479 (24)8764	
3	市川市	福祉部 地域福祉支援課 障害者支援課	市川市高齢者及び障害者すみよい住まいづくり助成制度(住宅改修費助成制度)	高齢者 障害者	その他	対象者が居住する住宅の改修費用 20万円限度	「収」非課税世帯のみ 「そ」①65歳以上の要支援・要介護高齢者、②身障手帳下肢・体幹・移動機能障害1～3級・上肢機能障害1～2級の方、③療育手帳障害程度最重度の方		047 (334)1152	
3	市川市	福祉部 市営住宅課	市川市民間賃貸住宅家賃等助成制度	高齢者 障害者 ひとり親 世帯	補助	住宅家賃助成金 転居前の家賃と転居後の家賃との差額 限度額 38,000円限度 転居費用助成金 立ち退き後の賃貸契約に係る礼金と仲介手数料などから 立ち退き料等を差し引いた額 限度額:190,000円	「収」 公営住宅法で定める金額以下であること。 「そ」 取壊しによる転居を求められている65歳以上の高齢者世帯及び障害者世帯、ひとり親世帯、市に2年以上居住、生活保護を受けていないこと		047 (334)1338	
3	市川市	環境清掃部 環境政策担当	市川市住宅用太陽光発電システム設置助成制度	一般	補助	市内の自己居住用住宅に未使用の太陽光発電システムを設置する者 1kwあたり2万5千円(10万円限度)	「そ」 ・自己居住用住宅に未使用の太陽光発電システムを設置する者、 又は未使用の太陽光発電システムが設置された住宅を購入する者 ・実績報告書提出日までに当該住宅に居住し、住民登録又は 外国人登録をする者 ・市民税を滞納していない者 ・実績報告書提出日までに電力会社と電力供給契約を締結する者 ・3月20日までに設置工事を完了し、実績報告書の提出を行える者		047 (320)3150	
3	市川市	街づくり部 建築指導課	市川市耐震診断助成制度	災害対策	補助	○木造住宅 耐震診断士に支払う額(1㎡当り1,000円を限度)の2/3 限度額:10万円 ○マンション(区分所有) 予備診断費の2/3 限度額:34,000円 本診断費の2/3 限度額:100万円	・木造住宅 所有者自らが居住する昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で 2階以下のもの。 ・マンション(区分所有) 区分所有者自らが居住する昭和56年5月31日以前に着工された 地上3階以上、床面積が1,000㎡以上のもの		047 (704)0274	
3	市川市	街づくり部 建築指導課	市川市耐震改修助成制度	災害対策	補助	○木造住宅 補強設計に要する費用の2/3 限度額:5万円 改修工事に支払う額(1㎡当り32,600円を限度)の23% 限度額:40万円 ○マンション(区分所有) 設計費の2/3 限度額:100万円 改修工事に支払う額(1㎡当り47,300円を限度)の23% 限度額:40万円×住宅戸数もしくは 1棟あたり1千万円のいずれか低い額	・木造住宅 所有者自らが居住する昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で 2階以下のもの。 ・マンション(区分所有) 区分所有者自らが居住する昭和56年5月31日以前に着工された 地上3階以上、床面積が1,000㎡以上のもの		047 (704)0274	
3	市川市	街づくり部 建築指導課	市川市木造住宅の耐震改修に伴う リフォームの助成制度	災害対策	補助	耐震改修工事と同時に行うリフォーム工事費用 (100万円を限度)の23% 限度額:23万円	所有者自らが居住する昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で 2階以下のもの。		047 (704)0274	
3	市川市	街づくり部 建築指導課	市川市危険コンクリートブロック塀等 対策事業補助金	災害対策	補助	○除却工事費 危険ブロック塀等の除却に要する費用 限度額:1m当り1万円 ○補強工事費 危険ブロック塀等の補強に要する費用 限度額:1件当り10万円 ○改築工事費 危険ブロック塀等の改築(除却及び設置) に要する費用 限度額:1m当り2万円	○除却工事費 危険ブロック塀等を撤去、処分する場合。 ○補強工事費 危険ブロック塀等を補強して安全なものにする場合。 ○改築工事費 危険ブロック塀等を除却後に、網状その他これに類する形状のもの (ネットフェンス・アルミフェンス等)を設置する場合。		047 (704)0274	
3	市川市	水と緑の部 河川・下水道 管理課	雨水浸透・小型貯留施設設置等 助成制度	一般	補助	○雨水小型貯留施設 雨どい設置型 1/2 限度額:2万5千円 浄化槽転用型 2/3 限度額:8万円 ○雨水浸透施設 市の定める算定基準による	・貯留施設 開発又はこれに準ずる協議の対象となっていないもの ・浸透施設 あま水条例、開発またはこれに準ずる協議の対象となっていないもの		047 (332)8791	
3	市川市	水と緑の部 河川・下水道 管理課	合併処理浄化槽設置整備事業 (補助金)	一般	補助	○合併処理浄化槽の新規設置 5人槽 444千円 7人槽 486千円 10人槽 576千円 ○単独処理浄化槽からの転換設置 5人槽 624千円 7人槽 666千円 10人槽 756千円	下水道の整備が7年以上見込まれない地域において住宅に10人槽以下の 高度処理型合併処理浄化槽を設置した者、 また単独浄化槽から10人槽以下の高度処理型合併処理浄化槽に 切り替えた者は、18万円を限度に加算 H20からは窒素又はりんを除去する高度処理型浄化槽のみ対象		047 (332)8741	

※1 「一般」「高齢者」「障害者」「災害対策」「木造住宅奨励」「母子・子育て家庭」「その他(同和、勤労世帯、農林水産振興、U・Iターン促進等)」
 ※2 「直貸し」「預託」「利子補給」「直貸し・利子補給」「預託・利子補給」「補助」「その他」
 ※3 「年」:年齢要件あり 「収」:収入要件あり 「そ」:その他の要件あり

県内市町村住宅関連助成事業概要一覧表 ※本紙は概要なので、詳細は各市町村の担当課にお問い合わせください。

3枚目 / 全16枚中

市町村名	担当部署	事業名	事業目的 ※1	助成方式 ※2	助成対象と融資限度額 (利子補給の場合は対象限度額、 助成の場合は助成額上限)	助成対象(者)要件 (申込資格)※3	貸付利率(利子補給の場合は利子補給率)(%)	期間	担当部署 電話番号	備考
3 市川市	水と緑の部 河川・下水道 管理課	水洗便所改造資金貸付制度	一般	直貸し	■くみ取り便所の改造 1世帯につき 貸付金額 40万円以内(利息 なし) 返済期間 50カ月以内 ■上記以外の接続工事 1世帯につき 貸付金額 30万円以内(利息 なし) 返済期間 40カ月以内	「そ」 (1)下水道が使える地域の所有者又は、 所有者の承諾を得た家屋の賃借者。 (2)申請時に納期限を過ぎている市税と 下水道受益者負担金を完納している者。 (3)貸付金を返済することができる者。 (4)連帯保証人を有する者。(市税を完納している人)			047 (332)8741	
3 市川市	水と緑の部 緑地課、 (財)市川市緑の基金	生垣設置助成制度	一般	補助	市内の既存建築物または新築の土地を対象として、 1メートル当たり、限度額20,000円 (ブロック塀撤去費用5,000円を含む) ※開発行為等の法令による緑化、販売用住宅は対象外	①接道部分の設置が助成対象 ②植栽の方法は、1メートル当たり、2本以上又は樹木の葉が 相互に触れ合う程度に列植する。 ③樹木の高さが1.20メートル以上であること。 ④生垣が連続して、3.0メートル以上あること。			047 (318)5760	(財)市川市緑の基金 予算の範囲内で助成
3 市川市	水と緑の部 緑地課、 (財)市川市緑の基金	屋上等緑化助成制度	一般	補助	◇屋上緑化事業 建築物の屋上に3㎡以上の面積の緑化区画の造成 ◇ペランダ緑化事業 建築物のペランダに1㎡以上の面積の緑化区画の造成 ◇壁面緑化事業 ツタその他の樹木を植栽し、建築物の壁面又は 壁面に設置したフェンス等を覆わせること。 ※開発行為等の法令による緑化、販売用住宅は対象外	◇屋上緑化事業 3㎡以上の緑化 ・樹木を植栽する場合3万円/㎡ ・芝生など地被類の場合5千円/㎡ ◎助成対象費用の総額の1/2。限度額 50万円 ◇ペランダ緑化事業 1㎡以上の緑化、1万円/㎡ ◎助成対象費用の総額の1/2。限度額 20万円 ◇壁面緑化事業 5千円/㎡ ◎助成対象費用の総額の1/2。限度額 10万円			047 (318)5760	(財)市川市緑の基金 予算の範囲内で助成
3 市川市	環境清掃部 循環型社会 推進担当	コンポスト容器購入費補助金	一般	補助	市内自己住宅にコンポスト容器を設置する者 購入金額の1/2(3,000円限度)	「そ」 住民登録している者(一世帯2基まで)			047 (320)3971	
3 市川市	環境清掃部 循環型社会 推進担当	生ゴミ処理機購入費補助金	一般	補助	市内自己住宅に生ごみ処理機を設置する者 購入金額の1/3(20,000円限度)	「そ」 ・住民登録している者 ・市民税を滞納していない者 補助対象機器 (1)家庭用として市販されている 電動式のもの。 (2)家庭用の生ごみを微生物の活動によりたい肥にするもの、 または乾燥装置により減容化するもの。 (3)運転音が概ね50デシベル以下であるもの。			047 (320)3971	
4 船橋市	建築部 公共建築物保全課	船橋市木造住宅耐震改修費助成事業	災害対策	補助	木造戸建住宅(併用住宅含む) 耐震改修費用の1/3かつ50万円を限度	「そ」 ①昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅 ②上部構造評点が1.0未満かつ補強後1.0以上となる住宅			047 (436)2632	
4 船橋市	建築部 住宅政策課	船橋市民間賃貸住宅入居支援事業	高齢者、 障害者、 ひとり親	補助	(要件)民間アパート等への住み替えを希望する高齢者、 障害者、ひとり親世帯で、月々の家賃を支払うことができるが 連帯保証人が見つからない方 (助成額)世帯の合計所得が月額214,000円以下の低所得者 に初回保証料の2分の1(ただし、上限15,000円)	「そ」 ①市と協定を結んだ不動産店及び保証会社と契約した方 ②生活保護者を除く ③過去にこの制度の助成金の交付を受けていない者			047 (436)2713	
4 船橋市	建築部 公共建築物保全課	船橋市木造住宅耐震診断助成事業	災害対策	補助	木造戸建住宅(併用住宅含む) 診断費用の2/3かつ4万円を限度	昭和56年5月31日以前に着工した 木造戸建住宅			047 (436)2632	
4 船橋市	建築部 公共建築物保全課	船橋市マンション耐震診断助成事業	災害対策	補助	分譲マンション 予備(診断)調査:費用の2/3かつ3.4万円/棟 本診断:費用の2/3かつ4万円/戸、180万円/棟(限度)	昭和56年5月31日以前に着工した 分譲マンション			047 (436)2632	
4 船橋市	建築部 建築指導課	既存建築物吹付けアスベスト対策 助成事業	災害対策	補助	市内の建築物の所有者 分析調査:10万円 除去工事等:120万円	「そ」 市内の建築物所有者。ただし、従業員が300人を超える企業、 資本金が3億円を超える企業、独立行政法人等は対象外			047 (436)2667	
4 船橋市	福祉サービス部 高齢者福祉課	船橋市心身障害者等住宅整備資金 貸付事業	高齢者	直貸し	65歳以上の介護状態の高齢者をかかえる世帯 増改築500万円	「年」 65歳以上 「そ」 市内1年以上居住・連帯保証人を立てられること 生活保護を受けていないこと	無利子	5~14年	047 (436)2352	
4 船橋市	福祉サービス部 高齢者福祉課	船橋市重度障害者等住宅改造費 助成制度	高齢者	補助	要支援・要介護状態の高齢者をかかえる世帯 50万円限度	「取」 住民税32万円以下の世帯 「そ」 市内1年以上居住			047 (436)2352	
4 船橋市	福祉サービス部 障害福祉課	船橋市心身障害者等住宅整備資金 貸付事業	障害者	直貸し	対象が住んでいる既存住宅の補修・増改築 500万円	「そ」 身障手帳1~3級 療育手帳①1~A2市内1年以上居住	無利子	5~14年	047 (436)2340	
4 船橋市	福祉サービス部 障害福祉課	船橋市重度障害者等住宅改造費 助成制度	障害者	補助	対象が住んでいる既存住宅の改修や福祉機器の設置 50万円限度	「そ」身障手帳1~2級 療育手帳①1~A2 市内1年以上居住 住民税32万円以下の世帯			047 (436)2340	

※1 「一般」「高齢者」「障害者」「災害対策」「木造住宅奨励」「母子・子育て家庭」「その他(同和、勤労世帯、農林水産振興、U・Iターン促進等)」
 ※2 「直貸し」「預託」「利子補給」「直貸し・利子補給」「預託・利子補給」「補助」「その他」
 ※3 「年」:年齢要件あり 「取」:収入要件あり 「そ」:その他の要件あり

県内市町村住宅関連助成事業概要一覧表 ※本紙は概要なので、詳細は各市町村の担当課にお問い合わせください。

4枚目 / 全16枚中

市町村名	担当部署	事業名	事業目的 ※1	助成方式 ※2	助成対象と融資限度額 (利子補給の場合は対象限度額、 助成の場合は助成額上限)	助成対象(者)要件 (申込資格)※3	貸付利率(利子補給の場合は利子補給率)(%)	期間	担当部署 電話番号	備考
4	船橋市 下水道部 下水道管理課	水洗便所化改修工事資金貸付事業	一般	直貸し	【貸付対象】 下水道処理区域内におけるくみ取り便所を水洗便所に改修する工事、既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事 【貸付額】 くみ取り便所を水洗便所に改修する工事 1便所につき 500,000円以内 浄化槽を廃止しての改修工事 1基につき350,000円以内	「そ」 (1)下水道が使える地域の家屋の所有者又は、家屋の使用者。 (2)市税、下水道受益者負担金及び下水道使用料を完納していること。 (3)確実な連帯保証人(満20歳以上の者で、市区町村民税の納税者で滞納がなく、かつ、債務を弁済し得る能力のあるもの)を有すること。	無利子	40月の均等分割払い	047 (436)2643	
4	船橋市 環境部 環境衛生課	船橋市合併処理浄化槽設置事業補助金	一般	補助	住宅に、高度処理型(N又はP除去)浄化槽を新規に設置 5人槽 354,000円 6人槽～7人槽 387,000円 8人槽～10人槽 459,000円 単独浄化槽から高度処理型浄化槽へ転換 上記金額に90,000円を加算する くみ取り式便槽から高度処理型浄化槽へ転換 上記金額に60,000円を加算する	「そ」 補助対象区域内において住宅に処理対象人員10人以下の高度処理型(N又はP除去)浄化槽を設置しようとする者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。 宅地開発事業による分譲地の場合は、計画戸数が20以内であること。			047 (436)2444	
5	館山市 健康福祉部 福祉課	高齢者等住宅改修費用助成制度	高齢者 障害者	補助	既存住宅に係るもので、浴室、便所、台所、居室及び玄関等の改修に要した費用の1/2に相当する額で18万円限度(介護保険制度との併用なし)	「そ」65歳以上で下肢不自由な者(老齢福祉年金の全部が停止となる所得額未満)または身体障害者(身体障害者手帳で下肢又は、体幹移動障害の程度が1・2級)			0470 (22)3492	
5	館山市 建設環境部 都市計画課	木造住宅耐震診断費用助成制度	災害対策	補助	耐震診断費用の2/3かつ8万円以内	「そ」昭和56年以前の木造戸建住宅			0470 (22)3610	
6	木更津市 都市部 建築住宅課	木更津市木造住宅耐震診断事業	災害対策	補助	木造在来工法の2階建て以下の一戸建て住宅に耐震診断士を派遣。5.5万円/戸(本人負担5千円)	「そ」自己所有の住宅。耐震相談会で問題が指摘されたもの。			0438 (23)8596	
6	木更津市 都市部 建築住宅課	木更津市木造住宅耐震改修事業	災害対策	補助	平成18～20年度に耐震診断事業により耐震診断をした結果の評点が1.0未満のもの。ただし、昭和56年6月1日以後に工事に着手して新築、増築したものを除く。 (工事費+監理費)×1/3の額、上限30万円/戸	「そ」自己所有の住宅。耐震診断で評点が1.0未満のもの。耐震改修促進協議会会員の建築士が工事監理をし、施工業者は市内に本店、支店、営業所等を開設している者又は事業の対象の住宅を建設した者。			0438 (23)8596	
6	木更津市 環境部 クリーンセンター	木更津市合併浄化槽設置事業	一般	補助	新規設置 高度型(10人槽まで)300,000円 転換補助 ・単独浄化槽から 5人槽512,000円 6～7人槽594,000円 8～10人槽728,000円 ・汲み取り便所 5人槽432,000円 6～7人槽514,000円 8～10人槽648,000円	「そ」 ・市税完納 ・補助対象区域に制限有り			0438 (36)1133	
7	松戸市 介護支援課 介護給付担当室	高齢者住宅増改築等資金貸付制度	高齢者	直貸し	増改築 300万円	「年」 申込60歳～ 「取」 ～720万円	1.50%	10年	047 (366)7067	
7	松戸市 介護支援課 介護給付担当室	高齢者住宅増改築資金助成制度	高齢者	補助	非課税世帯 30万 課税世帯 15万	「年」 65歳以上 「そ」 市に2年以上居住(家族も含む)			047 (366)7067	
7	松戸市 障害福祉課	障害者住宅増改築等資金貸付制度	障害者	直貸し	増改築 300万円	「年」 65歳未満 「取」 ～720万円 「そ」 身障手帳、療育手帳所持、市に2年以上居住	1.50%	10年	047 (366)7348	
7	松戸市 障害福祉課	障害者住宅増改築資金助成制度	障害者	補助	非課税世帯 30万 課税世帯 15万	「そ」 身障手帳2級以上、療育手帳A2以上 市に2年以上居住(家族も含む)			047 (366)7348	
7	松戸市 建築指導課	松戸市木造住宅耐震診断助成事業	災害対策	補助	耐震診断費用の2/3かつ3万円	「そ」 昭和56年以前の木造戸建住宅			047 (366)7368	
8	野田市 保健福祉部 高齢者福祉課	野田市高齢者住宅改修費助成事業	高齢者	補助	20万円を超える改修費の1/2(上限30万円)	「取」・「そ」 介護保険制度の要支援又は要介護の認定を受けた方が、居宅介護(介護予防)住宅改修制度を利用する場合、かつ、助成を受ける対象者の前年の合計所得額600万円以下			04 (7125) 1111	
8	野田市 保健福祉部 社会福祉課	日常生活用具支給事業	障害者	補助	障害者及び障害児の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの 【限度額20万円 本人1割負担】	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の者で、障害の程度が1級、2級又は3級のもの。(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害の程度が1級又は2級の者)			04 (7125) 1111	
8	野田市 都市計画部 建築指導課	野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業	ひとり親 家庭DV 被害女性 高齢者、 障害者	補助	【助成対象】連帯保証人が得られず、 入居保証を利用した場合の保証料 【助成額】保証料の1/2、かつ1万1千円を限度	「そ」 各世帯要件あり 「取」 世帯員全員が市町村民税非課税の世帯			04 (7125) 1111	

※1 「一般」「高齢者」「障害者」「災害対策」「木造住宅奨励」「母子・子育て家庭」「その他(同和、勤労世帯、農林水産振興、U・Iターン促進等)」
 ※2 「直貸し」「預託」「利子補給」「直貸し・利子補給」「預託・利子補給」「補助」「その他」
 ※3 「年」：年齢要件あり 「取」：収入要件あり 「そ」：その他の要件あり

県内市町村住宅関連助成事業概要一覧表 ※本紙は概要なので、詳細は各市町村の担当課にお問い合わせください。

5枚目 / 全16枚中

市町村名	担当部署	事業名	事業目的 ※1	助成方式 ※2	助成対象と融資限度額 (利子補給の場合は対象限度額、 助成の場合は助成額上限)	助成対象(者)要件 (申込資格)※3	貸付利率(利子補給の場合は利子補給率)(%)	期間	担当部署 電話番号	備考
8 野田市	都市計画部 建築指導課	野田市ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業	ひとり親家庭、DV被害女性	補助	【助成対象】入居契約時に係る1月分の家賃と不動産店への仲介手数料(1月分の家賃相当額を限度) 【助成額】家賃、仲介手数料ともに6万5千円が限度で、総額13万円が限度。	「そ」ひとり親家庭となつて6月以内、DV被害者で一時保護施設等に入所している、などの要件あり 「収」ひとり親家庭等: 医療費助成金支給に関する条例に定める所得の額未済DV被害女性: 福祉事務所長が、保護を要する状態に陥るおそれがあると認めたもの		42月以内	04 (7125) 1111	
8 野田市	土木部 下水道課	野田市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給事業	一般	利子補給	【助成対象】 くみ取便所を水洗便所に改造、又はし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続するための工事 【助成額】 工事費用以内で5万円以上40万円以内	「そ」 (1)対象工事をしようとする建築物の所有者、又は所有者の同意を得た使用者 (2)市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していない者	利子の全額を市が負担	42月以内	04 (7125) 1111	
8 野田市	土木部 下水道課	野田市合併処理浄化槽設置整備事業	一般	補助	○単独浄化槽からの転換設置 5人槽512千円、7人槽594千円、10人槽728千円 ○くみ取便所からの転換設置 5人槽432千円、7人514千円、10人槽 648千円 ○併せて設置する放流先がない場合の処理施設設置 5人槽97千円、7人123千円、10人槽 163千円	「そ」 下水道事業計画区域外において自己の居住の用に供する住宅に新築・増改築以外で単独浄化槽又はくみ取便所から付け替えて10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者		42月以内	04 (7125) 1111	平成21年度から新築、増改築により浄化槽を設置する場合の補助を廃止。
9 茂原市	都市建設部 下水道課	水洗便所改造資金助成制度	一般	直貸し補助	・貸付金 市が認定した工事費から水洗便所改造補助金を差し引いた額の80%以内 ・水洗便所改造補助金 供用開始日より1年以内 3万円 1年を超え2年以内 2万5千円 2年を超え3年以内 2万円	・貸付金 (1)茂原市内に住所を有する方で独立の生計を営む方。 (2)市税及び下水道受益者負担金ならびに下水道使用料を滞納していない方。 (3)自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難である方。 (4)償還能力を有する方。 (5)確実な連帯保証人がある方。 (連帯保証人の方についても借受人と同様の条件が必要)	無利子	36ヶ月以内 (低所得者世帯100ヶ月以内)	0475 (20)1549	
9 茂原市	市民環境部 環境保全課	電動式生ごみ処理機補助金制度	一般	補助	・購入額の1/2 (千円未満端数切捨て。上限1万8千円)	・茂原市に住所を有し、現に居住している方 ・肥料化されたものを処理できる方			0475 (20)1504	
9 茂原市	市民環境部 環境保全課	茂原市合併処理浄化槽設置整備事業補助金	一般	補助	・単独処理浄化槽→合併処理浄化槽 転換 5~10人槽 限度額210,000円 転換上乗せ補助 限度額180,000円 ・汲み取り便槽→合併処理浄化槽 転換 5~10人槽 限度額210,000円 転換上乗せ補助 限度額100,000円	・専用住宅の単独処理浄化槽・汲み取り便槽を合併処理浄化槽に転換設置する方 ・市税を滞納していない方			0475 (20)1504	
9 茂原市	健康福祉部 社会福祉課	茂原市住宅改修費給付事業	高齢者・障害者	補助	次の居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・特殊便器への便器の取替え など 住宅改修費の上限は20万円 ※詳しくは、茂原市健康福祉部 社会福祉課まで お問い合わせください。	・市内に居住する者 ・下肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を有する障害者等で、障害程度等級3級以上の者 (介護保険法により住宅改修費の支給を受けられる者は除く) ※詳しくは、茂原市健康福祉部 社会福祉課までお問い合わせください。			0475 (20)1571	
10 成田市	保健福祉部 高齢者福祉課	成田市高齢者等住宅改修費助成制度	高齢者 障害者	補助	住宅改修(上限) ○高齢者 非課税世帯 50万円 課税世帯 26.6万円 ○障害者 非課税世帯 70万円 課税世帯 46.6万円	「そ」 ○高齢者 介護保険法の要支援・要介護認定を受けた者 ○障害者 身体障害者1~2級・療育④の1~Aの2			0476 (20)1537 (20)1539	
10 成田市	土木部 建築住宅課	成田市木造住宅耐震診断補助金交付事業	災害対策	補助	耐震診断に要する費用のうちの3分の2(上限は8万円)	「そ」 ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 ・市内に自ら所有し、居住する住宅 ・構造が在来構法又は枠組壁工法で、地上階数が2以下のもの ・市税を完納している人 ほか			0476 (20)1564	
10 成田市	土木部 建築住宅課	成田市木造住宅耐震改修補助事業	災害対策	補助	・耐震改修に要する設計費及び工事監理費の合計額の3分の1(上限は10万円)・・・一般・高齢者等 ・耐震改修に要する工事費の3分の1(上限は50万円)・・・一般 ・耐震改修に要する工事費の2分の1(上限は70万円)・・・高齢者等	「そ」 ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 ・市内に自ら所有し、居住する住宅 ・構造が在来構法又は枠組壁工法で、地上階数が2以下のもの ・市税を完納している人 ほか ※高齢者等 ・65歳以上の人 ・介護保険法の要介護・要支援認定を受けている人 ・身体・精神障害者手帳1・2級の人、療育手帳④~Aの2の人			0476 (20)1564	

※1 「一般」「高齢者」「障害者」「災害対策」「木造住宅奨励」「母子・子育て家庭」「その他(同和、勤労世帯、農林水産振興、U・Iターン促進等)」
 ※2 「直貸し」「預託」「利子補給」「直貸し・利子補給」「預託・利子補給」「補助」「その他」
 ※3 「年」：年齢要件あり 「収」：収入要件あり 「そ」：その他の要件あり

県内市町村住宅関連助成事業概要一覧表 ※本紙は概要なので、詳細は各市町村の担当課にお問い合わせください。

6枚目 / 全16枚中

市町村名	担当部署	事業名	事業目的 ※1	助成方式 ※2	助成対象と融資限度額 (利子補給の場合は対象限度額、 助成の場合は助成額上限)	助成対象(者)要件 (申込資格)※3	貸付利率(利子補給の場合は利子補給率)(%)	期間	担当部署 電話番号	備考
11 佐倉市	福祉部 高齢者福祉課	佐倉市高齢者及び重度障害者居室等 増改築・改造資金利子補給金交付事業	高齢者 障害者	利子補給	増改築・改造 500万(高齢者及び重度障害者居室等 増改築・改造資金の貸付限度額)	「そ」 身体障害1～3級、療育A1～A2、65歳以上のどれか	年3%	融資を受けた 日から 10年以内	043 (484)6352	
11 佐倉市	都市部 建築指導課	佐倉市木造建築物耐震診断補助金及び 木造住宅補強改修工事補助金	災害対策	補助	耐震診断:経費の2/3(上限7万5千円)	「そ」 自己居住、昭和56年5月31日以前建築、丸太組工法以外、ほか			043 (484)6169	
11 佐倉市	都市部 建築指導課	佐倉市木造建築物耐震診断補助金及び 木造住宅補強改修工事補助金	災害対策	補助	補強工事:経費の1/2(上限50万円)	「そ」 上記同様 かつ補強前「倒壊の可能性あり」以下 →補強後「一応倒壊しない」以上になること			043 (484)6169	
11 佐倉市	都市部 建築指導課	佐倉市マンション耐震診断補助金	災害対策	補助	予備診断:経費の2/3(上限3万4千円) 本診断:経費の2/3(上限100万円)	「そ」 昭和56年5月31日以前建築、3階建以上、 RC造又はSRC造又はS造、区分所有者居住割合4/5以上 ほか			043 (484)6169	
12 東金市	建設経済部 都市整備課	東金市住宅浸水対策事業資金 利子補給金	災害対策	利子補給	かさ上げ工事・盛土工事 500万円	「そ」・平成2年3月31日以前建築 ・市内住所 ・市税完納	金融機関からの 融資利率(上限 7.8%)×1/2	10年	0475 (50) 1150	
12 東金市	建設経済部 環境保全課	生ごみ堆肥化装置設置事業補助金	一般	補助	家庭用生ごみ堆肥化装置 (コンポスト・電気式)の家庭用生ごみ処理機) 販売価格(消費税別)の1/2額 【限度額25,000円】(100円未満切り捨て) 1家庭2基まで	「そ」・市内在住			0475 (50) 1170	
12 東金市	市民福祉部 社会福祉課	東金市重度障害者住宅改修費助成制度	障害者	補助	対象者が居住する住宅の改修費用20万円限度	「そ」身障手帳1～2級または療育手帳(A)～B1 市内1年以上居住 「取」住民税非課税世帯			0475 (50) 1167	
12 東金市	建設経済部 下水対策課	東金市水洗便所改修事業補助金	一般	補助	供用開始後1年以内の改修工事 45,000円を限度額として経費の15%以内 供用開始後1年を超え2年以内の改修工事 30,000円を限度額として経費の10%以内 供用開始後2年を超え3年以内の改修工事 18,000円を限度額として経費の6%以内	「そ」 ・下水道処理区域内でくみ取便所又は浄化槽 若しくはし尿浄化槽を有する建築物			0475 (50) 1160	
12 東金市	建設経済部 下水対策課	東金市浄化槽設置整備事業補助金	一般	補助	単独浄化槽又はくみ取便所から合併浄化槽に転換する場合 設置費用(上限額) 5人槽332,000円、7人槽414,000円、10人槽548,000円 転換費用(上限額) 単独浄化槽からの転換 180,000円 くみ取便所からの転換 100,000円	「そ」 ・新築及び改築を伴わない ・専用住宅又は1/2以上が住居の店舗併用住宅 ・市内居住又は速やかに居住を開始 ・市税完納			0475 (50) 1160	
13 旭市	高齢者福祉課	高齢者住宅改修費助成事業	高齢者	補助	・手すりの取り付け、床段差の解消等の改修 ・住宅改修費の1/2(上限18万円)	「そ」 下記のすべてに該当する65歳以上の者 ・市内に居住し、住民登録をしている者 ・介護保険法に基づく要支援認定又は要介護認定を受けていない者 ・当該住宅の改修において、介護保険法その他の制度に基づく助成を 受けていない又は受ける予定がないこと。 ・介護保険料、市税等を完納している世帯の者			0479 (62)5350	
13 旭市	社会福祉課	重度身体障害者等住宅改修費助成事業	障害者	補助	住宅の改修 40万円が上限	「取」 障害者が属する世帯の生計中心者及び 申請者が前年の所得税非課税 「そ」 身障手帳1.2級(肢体不自由又は視覚障害に限る)			0479 (62)5351	
13 旭市	都市整備課	木造住宅耐震診断費補助事業	災害対策	補助	耐震診断費用の1/2(上限4万円)	「そ」下記すべてに該当する者 ・昭和56年5月31日以前に建築若しくは着工された一戸建て住宅 又は併用住宅(居住床面積1/2以上) ・市内在住、自己居住、市税完納			0479 (62)5895	
13 旭市	環境課	合併処理浄化槽設置事業補助金	一般	補助	補助限度額 (通常型・新規)一律120,000円 (単独槽から通常型への転換) 5人槽512,000円、6～7人槽594,000円、8～10人槽728,000円 (汲取槽から通常型への転換) 5人槽432,000円、6～7人槽514,000円、8～10人槽648,000円 高度型(窒素・リン除去)・新規 5人槽444,000円、6～7人槽486,000円、8～10人槽576,000円 高度型(窒素・リン除去)・単独槽からの転換 5人槽624,000円、6～7人槽666,000円、8～10人槽756,000円 高度型(窒素・リン除去)・汲取槽から通常型への転換 5人槽544,000円、6～7人槽586,000円、8～10人槽676,000円 高度型(BOD除去)・新規 5人槽489,000円、6～7人槽654,000円、8～10人槽903,000円 高度型(BOD除去)・単独槽からの転換 5人槽669,000円、6～7人槽834,000円、8～10人槽1,083,000円 高度型(BOD除去)・汲取槽から通常型への転換 5人槽589,000円、6～7人槽754,000円、8～10人槽1,003,000円	「そ」 自己の居住の用に供する住宅に合併処理浄化槽を整備する者であって、 次に掲げる要件を備えるもの ・浄化槽法第5条第1項に規定する届出をしていること又は建築基準法(昭和 25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認を受けていること。 ・旭市に住民登録している者又は旭市に住民登録する意思のあるもの ・住宅等を借りている場合にあっては、貸主の承諾を得ていること。 ・補助事業の期間内に合併処理浄化槽設置することができる者 ・市税等を完納している者 ・下水道法第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた 事業計画に定められた予定処理区域、旭市農業集落排水事業の処理区 域、排水路未整備区域(県において認可された蒸発拡散装置する場合に 限り補助対象)は、補助対象地域から除く ・高度処理型合併浄化槽については、水道原水水質保全事業の実施の促 進に関する法律第5条第1項の規定に基づく都道府県計画に定められた浄 化槽の整備区域(黒部川流域)			0479 (62) 5329	H21年4月 要綱改正 通常型(新規)の廃止

※1 「一般」「高齢者」「障害者」「災害対策」「木造住宅奨励」「母子・子育て家庭」「その他(同和、勤労世帯、農林水産振興、U・Iターン促進等)」
 ※2 「直貸し」「預託」「利子補給」「直貸し・利子補給」「預託・利子補給」「補助」「その他」
 ※3 「年」:年齢要件あり 「取」:収入要件あり 「そ」:その他の要件あり

県内市町村住宅関連助成事業概要一覧表 ※本紙は概要なので、詳細は各市町村の担当課にお問い合わせください。

7枚目 / 全16枚中

市町村名	担当部署	事業名	事業目的 ※1	助成方式 ※2	助成対象と融資限度額 (利子補給の場合は対象限度額、 助成の場合は助成額上限)	助成対象(者)要件 (申込資格)※3	貸付利率(利子補給の場合は利子補給率)(%)	期間	担当部署 電話番号	備考
14	習志野市 環境部 環境政策課	住宅用太陽光発電システム 設置費補助事業	一般	補助	太陽電池の最大出力(単位はkwとし、小数点以下第3位を 四捨五入する)に2万5千円を乗じた額とし、10万円を限度。 (千円未満切捨て)	・自ら居住する市内の住宅に、新たに太陽光発電システムを設置する方 ・市内に住所を有する方(設置完了時までに住民登録がある方 ・住民税を滞納していない方 ・工事着工前に申請し、年度末までに工事が完了される方 ・電力受給契約を締結される方			047 (451)1151 (代表)	
14	習志野市 都市整備部 建築指導課	木造住宅耐震診断会	災害対策	その他	①費用:無料 ②対象住宅(下記の条件を満たしていること) ・市内に存する昭和56年5月31日以前に建築又は着工された木造住宅 ・自らが所有し、かつ、居住する在来軸組構法(または枠組壁工法)の木造住宅又は併用住宅 (住宅の部分の床面積が総面積の1/2以上のもの) ・2階建て以下 ③先着順・電話予約要(診断日時等指定日あり)				047 (451)1151 (代表)	
15	柏市 高齢者支援課 障害福祉課	柏市要介護高齢者等住宅改造費 補助制度	高齢者 障害者	補助	要介護認定2以上・障害者手帳1・2級 改造費 50万円限度 要支援認定・要介護認定1 改造費 20万円限度 ※改造費の上限は改造工事内容及び 市民税所得割額により異なる。	「収」 市民税所得割額30万円未満 「年」 要介護高齢者65歳以上、身体障害者65歳未満 「そ」 要介護認定又は要支援認定者、障害手帳1・2級 市内に1年以上在住 市民税完納			04 (7167)1111 (代表)	要支援認定・要介護認定 高齢者(65歳以上): 高齢者支援課 同(65歳未満)、身体障 害者:障害福祉課
15	柏市 高齢者支援課	柏市高齢者転倒予防住宅改造費 補助制度	高齢者	補助	改造費 5万円限度	「収」 市民税所得割額30万円未満 「年」 65歳以上 「そ」 非要支援・要介護認定者			04 (7167)1111 (代表)	
15	柏市 建築住宅課	柏市木造住宅耐震診断補助事業	災害対策	補助	木造戸建住宅 診断費用の2/3かつ4万円限度	詳しくは、柏市建築住宅課までお問い合わせ下さい。			04 (7167)1111 (代表)	
15	柏市 建築住宅課	柏市木造住宅耐震改修補助事業	災害対策	補助	木造戸建住宅 改修費用の1/3かつ60万円限度(①+②) (①設計費用の1/3かつ10万円限度) (②工事・工事監理費用の1/3かつ50万円限度)	詳しくは、柏市建築住宅課までお問い合わせ下さい。			04 (7167)1111 (代表)	
15	柏市 環境保全課	柏市地球温暖化対策補助制度	一般	補助	助成対象は以下の設備導入費の一部 1.太陽光発電 1kwあたり1万円(上限3万円) 2.太陽熱温水器 2万円 3.ヒートポンプ給湯器 2万円 4.ガスエンジン給湯器 2万円	詳しくは、柏市環境保全課までお問い合わせ下さい。			04 (7167)1695	
15	柏市 環境保全課	柏市合併処理浄化槽補助制度	一般	補助	補助対象地域内において 高度処理型の新規設置 444,000円から 単独を通常型に転換 512,000円から 単独を高度処理型に転換 624,000円から くみ取りを通常型に転換 432,000円から くみ取りを高度処理型に転換 544,000円から いずれも浄化槽の処理人槽により補助額が異なります。	詳しくは、柏市環境保全課までお問い合わせ下さい。			04 (7167)1695	
16	勝浦市 介護健康課	勝浦市高齢者等住宅改造費助成事業	高齢者	補助	住宅改造に係る対象費用 市民税非課税世帯 対象費用の1/2 限度額10万円	「そ」 65歳以上			0470 (73)6616	
16	勝浦市 福祉課	勝浦市高齢者等住宅改造費助成事業	障害者	補助	住宅改造に係る対象費用 要介護認定受給資格 有 市民税非課税世帯 対象費用の1/2 限度額10万円 要介護認定受給資格 無 市民税課税世帯 対象費用の1/2 限度額20万円 要介護認定受給資格 無 市民税非課税世帯 対象費用の1/2 限度額30万円	「そ」 障害手帳1・2級で下肢、体幹又は視覚障害者の者			0470 (73)6619	
16	勝浦市 都市建設課	勝浦市木造住宅耐震診断費補助事業	災害対策	補助	耐震診断費用の1/2かつ3万円以内	昭和56年以前の木造戸建住宅 「そ」 市内在住・自己所有の住宅 市税等完納			0470 (73)6627	
17	市原市 都市計画部 建築指導課	市原市木造住宅耐震診断事業	災害対策	補助	木造在来工法の2階建て以下の一戸建て住宅に耐震診断士 を派遣 4.5万円/戸(本人負担5千円)	自己所有の住宅、耐震相談で問題を指摘されたもの			0436 (23)9091	
17	市原市 都市計画部 建築指導課	市原市特定建築物耐震診断事業	災害対策	補助	・多数の者が利用する一定規模以上の建築物 ・災害時に道路閉塞させる建築物 ・階数が3以上で、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上の 分譲マンション 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたものに限る。 耐震診断等に要する経費の2/3かつ60万円以内	「そ」 補助対象建築物の所有者(マンションなどの場合については、 区分所有者の団体の管理者または管理組合法人の理事)で、 市町村税を完納している者			0436 (23)9091	

※1 「一般」「高齢者」「障害者」「災害対策」「木造住宅奨励」「母子・子育て家庭」「その他(同和、勤労世帯、農林水産振興、U・Iターン促進等)」
 ※2 「直貸し」「預託」「利子補給」「直貸し・利子補給」「預託・利子補給」「補助」「その他」
 ※3 「年」:年齢要件あり 「収」:収入要件あり 「そ」:その他の要件あり

県内市町村住宅関連助成事業概要一覧表 ※本紙は概要なので、詳細は各市町村の担当課にお問い合わせください。

8枚目 / 全16枚中

市町村名	担当部署	事業名	事業目的 ※1	助成方式 ※2	助成対象と融資限度額 (利子補給の場合は対象限度額、 助成の場合は助成額上限)	助成対象(者)要件 (申込資格)※3	貸付利率(利子補給の場合は利子補給率)(%)	期間	担当部署 電話番号	備考	
17	市原市	都市計画部 建築指導課	市原市民間建築物吹付けアスベスト 対策事業	災害対策	補助	・住宅については、 分析調査費用の2/3以内かつ10万円以内 除去等費用の2/3以内 かつ80万円以内 ・多数の者が使用する建築物については、 分析調査費用の2/3以内かつ10万円以内 除去等費用の2/3以内 かつ120万円以内	「そ」 市内に存在する吹付けアスベストが使用された建築物であって、その用途 が住宅又は多数の者が使用する建築物の所有者		0436 (23)9840	平成22年度末まで	
17	市原市	都市計画部 住宅課	市原市木造住宅耐震改修事業	災害対策	補助	耐震診断の結果1.0未満→1.0以上 改修工事:経費の1/3(上限40万円) 設計監理:経費の1/2(上限10万円)	「そ」 自己所有の住宅で改修後も居住(市税完納)		0436 (23)9091	平成22年度末まで	
17	市原市	都市計画部 住宅課	市原ふるさと木の家普及促進事業 補助金交付制度	木造住宅 奨励	補助	市内産木材の木材費の1/2(上限50万円)	「そ」 市内に自ら居住するため住宅取得、軸組工法による木造住宅、 住宅の延べ床面積70㎡以上、市内産木材の使用量が全体の 50%以上、市内事業者が設計・施工、市税に滞納がないこと		0436 (23)9841	H19.5.14告示 H24.3.31まで	
17	市原市	都市整備部 公園緑地課	市原市生垣設置奨励補助金	一般	補助	①生垣の長さ1メートルにつき2,000円を、最大25メートルまで 長さに応じて補助する。 ②生垣を設置するために、ブロック塀などを撤去する場合は 1メートルにつき2,500円を上記の金額に加工し、 最大20メートルまで長さに応じて補助する。 (①、②ともに限度額50,000円とし、最大100,000円)	「そ」 ・必ず、生垣を設置する前に申請すること。 ・住宅用地に、総延長5メートル以上の生垣を設置すること。 ・敷地の外から見える生垣の高さが90cm以上あり、 木を1メートルにつき2本以上植えること。 ・マキ、ツゲなど市原市が推奨する樹木であること。		0436 (23)9842	助成対象要件の詳細に ついては担当課へ	
17	市原市	都市整備部 下水道管理課	市原市水洗便所改造資金 利子補給金事業	一般	利子補給	①汲み取り便所を水洗便所に改造する場合は45万円 ②既存のし尿浄化槽を廃止する場合は35万円	「そ」 ①自己の費用で工事費を一時に負担することが困難なため、 市長が定める金融機関から融資を受ける方 ②市税等の滞納のない方 ③3年以内に公共下水道への切り替え工事をした方	上限年利11.7%	3年	0436 (23)9043	
17	市原市	都市整備部 下水道管理課	市原市水洗便所改造資金 補助金交付事業	一般	補助	①供用開始後1年以内に工事を完了した場合は5万円 ②供用開始後1年を越えて 3年以内に工事を完了した場合は3万円	「そ」 ①市税等の滞納のない方 ②3年以内に公共下水道への切り替え工事をした方		0436 (23)9043		
17	市原市	環境部 クリーン推進課	市原市合併処理浄化槽設置補助金制度	一般	補助	(一般地域) 『通常型』(単独浄化槽又はくみ取り便槽からの転換) 5人槽 393,000円 7人槽 438,000円 10人槽 531,000円 『高度処理型』(新規設置) 5人槽 330,000円 7人槽 354,000円 10人槽 411,000円 『高度処理型』(単独浄化槽又はくみ取り便槽からの転換) 5人槽 483,000円 7人槽 513,000円 10人槽 588,000円 (高滝ダム流入地域) 『通常型』(単独浄化槽又はくみ取り便槽からの転換) 5人槽 513,000円 7人槽 558,000円 10人槽 651,000円 『高度処理型』(新規設置) 5人槽 450,000円 7人槽 474,000円 10人槽 531,000円 『高度処理型』(単独浄化槽又はくみ取り便槽からの転換) 5人槽 603,000円 7人槽 633,000円 10人槽 708,000円 (下水道事業認可区域内特別指定地域) 『通常型』(単独浄化槽又はくみ取り便槽からの転換) 5人槽 294,000円 7人槽 324,000円 10人槽 384,000円 『高度処理型』(新規設置) 5人槽 220,000円 7人槽 237,000円 10人槽 276,000円 『高度処理型』(単独浄化槽又はくみ取り便槽からの転換) 5人槽 354,000円 7人槽 372,000円 10人槽 423,000円	「そ」 ・住宅(併用住宅含む)に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者 ・設置場所が下水道事業認可区域(ただし、事業実施が当分の間 見込まれない区域としてあらかじめ別に定める区域を除く)や 農業集落排水事業採択区域でない者 ・市税に未納がない者 ・年度内に工事が完了する者		0436 (23)9857	平成20年4月からくみ取 り便槽から合併処理浄 化槽への補助が新設さ れました。 平成21年4月から通常 型の新規設置の補助が 廃止されました。	
17	市原市	保健福祉部 高齢者支援課	市原市高齢者住宅改造費助成事業	高齢者	補助	工事費の1/2(上限50万円)	「年」 65歳以上で介護保険法の要介護、要支援認定を受けた者 「収」 同居家族のうち最多収入者の市民税所得割額16万円未満		0436 (23)9814		
17	市原市	保健福祉部 障がい者支援課	市原市重度障害者住宅改造費助成事業	障害者	補助	工事費の1/2(上限50万円)	「収」・「そ」 身体障害者手帳1・2級(下肢、体幹、視覚)障害者及びその同居家族の 最多収入者の市民税所得割額16万円未満 (介護保険制度の対象者は除く)		0436(23) 9815		
18	流山市	高齢者生きがい 推進課・ 障害者支援課	流山市高齢者等住宅改造費助成	高齢者 障害者	補助	リフォーム等の工事費の1/2 (上限30万円)	「そ」 介護認定者、肢体不自由(体幹を含む)、視覚障害 1級又は2級 「収」 所得税額30万円未満		04 (7150) 6080・6081		
18	流山市	安心安全課 総合安全対策室	流山市住宅浸水対策事業	災害対策	利子補給	350万円	「そ」 その他要件あり	利率の1/2 (8%限度)	10年	04 (7150) 6312	

※1 「一般」「高齢者」「障害者」「災害対策」「木造住宅奨励」「母子・子育て家庭」「その他(同和、勤労世帯、農林水産振興、U・Iターン促進等)」
 ※2 「直貸し」「預託」「利子補給」「直貸し・利子補給」「預託・利子補給」「補助」「その他」
 ※3 「年」:年齢要件あり 「収」:収入要件あり 「そ」:その他の要件あり

県内市町村住宅関連助成事業概要一覧表 ※本紙は概要なので、詳細は各市町村の担当課にお問い合わせください。

9枚目 / 全16枚中

市町村名	担当部署	事業名	事業目的 ※1	助成方式 ※2	助成対象と融資限度額 (利子補給の場合は対象限度額、 助成の場合は助成額上限)	助成対象(者)要件 (申込資格)※3	貸付利率(利子補給の場合は利子補給率)(%)	期間	担当部署 電話番号	備考
18	流山市	環境政策課	浄化槽設置事業補助金	一般	補助	(高度処理型 * 窒素又は燐除去型、* BOD除去型) 5人槽 444,000～489,000円 6～7人槽 486,000～654,000円 8～10人槽 576,000～903,000円	下水道事業計画区域外の区域又は下水道の整備が7年以上見込まれない下水道事業計画区域内の地域		04(7150)6083	
18	流山市	環境政策課	地球にやさしい住宅設備設置奨励事業	一般	その他(奨励金)	太陽光発電設備 50,000円以内 太陽熱温水器 50,000円以内 雨水貯留設備 30,000円以内 CO2冷媒ヒートポンプ給湯器 50,000円以内 ガスエンジン給湯器 50,000円以内 断熱複層ガラス 50,000円以内		平成19年7月から平成21年度まで	04(7150)6083	
18	流山市	建築住宅課	耐震診断及び木造住宅耐震改修補助事業	災害対策	補助	木造戸建住宅 診断費用の2/3かつ50,000円以内 分譲マンション 診断費用の2/3かつ1戸あたり40,000円以下、1,200,000円以内 木造戸建住宅耐震改修 改修費用の1/3かつ300,000円以内	・木造戸建住宅(耐震診断・耐震改修) 自己居住し、昭和56年5月31日以前に建築された木造の住宅で2階以下のもの ・マンション 昭和56年5月31日以前に建築された地上3階以上、かつRC造、SRC造又はS造で面積が1,000㎡以上のもの ・木造戸建住宅耐震改修 自己居住し、住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱に規定する所得制限以下であるもの		04(7150)6088	
19	八千代市	都市整備部 建築指導課	八千代市木造住宅等耐震診断補助事業	災害対策	補助	耐震診断:経費の2/3以内(上限:6万円)	「そ」 自己居住、昭和56年5月31日以前建築の木造戸建て		047(483)1151	
20	我孫子市	下水道課	水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度	一般	利子補給	水洗トイレ改造工事 (くみとり式トイレ)につき:60万円以内。 し尿浄化槽廃止工事(し尿浄化槽1基につき):40万円以内。	「そ」 下水道処理区域内にある家屋の所有者で、市税等の滞納がなく、指定金融機関の融資が受けられる方	4.25%	36ヶ月以内	04(7185)1111 内線535
20	我孫子市	手賀沼課	住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付制度	一般	補助	発電システム1kW当たり30,000円(4kW120,000円限度)	「そ」 自ら居住し、新品を設置			04(7185)1111 内線462
20	我孫子市	クリーンセンター	高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度	一般	補助	高度処理型合併処理浄化槽: 5人槽～50人槽342,000円～2,496,000円。 ※単独から高度処理型合併処理浄化槽に転換: 180,000円限度に加算。	「そ」 下水道処理区域以外の地域において設置する者			04(7187)0015
20	我孫子市	治水課	雨水抑制施設設置補助金交付制度	一般	補助	雨水浸透ます・浸透トレンチ(1m以上)・雨水貯留槽(150L以上)1施設3万円、2施設以上5万円限度	「そ」 所有する建築物の敷地に設置する者			04(7185)1111 内線557
20	我孫子市	介護支援課	高齢者住宅改造費助成	高齢者	補助	別に定める単価を基準として算定した助成対象経費の額の1/2の額。別に定める助成対象区分により、助成限度額は、20万、50万、2万5千円に区分される。	「そ」(①介護保険法に基づく要介護状態区分が我孫子市において要支援、要介護1又は2に認定されている第1号被保険者 ②要介護状態区分が、本市において要介護3、4又は5に認定されている第1号被保険者 ③①及び②に該当しない本市における第1号被保険者)その他要件有り。			04(7185)1112
20	我孫子市	市民安全課	浸水防止工事助成制度	災害対策	補助	浸水被害を受けた人。 工事の経費の1/2で30万円限度。	「そ」 浸水被害を受けた人が、対象の浸水防止工事を行う場合			04(7185)1111 内線217
20	我孫子市	障害福祉支援課	住宅改造費助成事業	障害者	補助	住宅改造費用の1/2(重度障害者50万円、普通障害者20万円限度)	「そ」療育手帳・身障手帳・精神手帳所持者 ①生活保護法による被保護世帯 ②当該世帯の生計中心者の当該年度の市町村民税が非課税若しくは均等割のみ課税若しくは合計所得金額が125万円以下であること。			04(7185)1111 内線381
20	我孫子市	建築住宅課	木造戸建住宅耐震診断助成事業	災害対策	補助	耐震診断助成対象経費の2/3で2万円が限度	「そ」 ①建築基準法に基づいて昭和56年5月31日以前に建築された住宅 ②昭和56年6月1日以降増改築されていない専用住宅又は併用住宅 ③在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法で2階以下			04(7185)1111 内線529
20	我孫子市	建築住宅課	木造戸建住宅耐震改修工事助成事業	災害対策	補助	①収入分位40%以下の世帯 耐震改修工事助成対象経費の1/2で50万円が限度 ②その他の世帯 耐震改修工事助成対象経費の1/3で50万円が限度	「取」収入分位40%以下の世帯要件の場合、 月収額21万4千円以下の世帯 「そ」 ①建築基準法に基づいて昭和56年5月31日以前に建築された住宅 ②昭和56年6月1日以降増改築されていない専用住宅又は併用住宅 ③在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法で2階以下 ④市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者			04(7185)1111 内線529
20	我孫子市	建築住宅課	分譲マンション耐震診断助成事業	災害対策	補助	①予備診断 耐震診断助成対象経費の2/3で5万4千円が限度 ②本診断 耐震診断助成対象経費の2/3で1戸当たり2万円の戸数又は1棟100万円を限度	①昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンション ②鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で3階以上で住宅戸数6戸以上 ③現在居住する戸数の割合が全住宅の4/5以上 ④耐震診断に必要な構造関係図書があること			04(7185)1111 内線529

※1 「一般」「高齢者」「障害者」「災害対策」「木造住宅奨励」「母子・子育て家庭」「その他(同和、勤労世帯、農林水産振興、U・Iターン促進等)」
 ※2 「直貸し」「預託」「利子補給」「直貸し・利子補給」「預託・利子補給」「補助」「その他」
 ※3 「年」:年齢要件あり 「取」:収入要件あり 「そ」:その他の要件あり

県内市町村住宅関連助成事業概要一覧表 ※本紙は概要なので、詳細は各市町村の担当課にお問い合わせください。

10枚目 / 全16枚中

市町村名	担当部署	事業名	事業目的 ※1	助成方式 ※2	助成対象と融資限度額 (利子補給の場合は対象限度額、 助成の場合は助成額上限)	助成対象(者)要件 (申込資格)※3	貸付利率(利子補給の場合は利子補給率)(%)	期間	担当部署 電話番号	備考
21	鴨川市 建設経済部 都市建設課	鴨川市木造住宅耐震診断費補助金 交付事業	災害対策	補助	耐震診断費用の2/3(上限8万円)	「そ」下記すべてに該当する者 (ア)市内に在する木造住宅(在来軸組構法のもの) (イ)昭和56年5月31日以前に着工された一戸建又は併用住宅 (居住部分の床面積が延床面積の1/2以上のもの) (ウ)地上2階以下 (エ)上記の住宅を所有し居住していること			04-7093-7835	
22	鎌ヶ谷市 都市建設部 建築住宅課	鎌ヶ谷市木造住宅耐震改修促進事業 補助金制度	災害対策	補助	精密診断 経費の2/3又は床面積×1,000円の2/3の少ない方 (上限額10万円)(耐震診断のみの補助は対象外) 耐震改修工事 経費の23%の2/3(上限額20万円)	「そ」自己居住、昭和56年5月31日以前着工の木造戸建て住宅 かつ耐震診断で「やや危険」又は「倒壊の危険」と判断されたもの			047 (445)1141	補助要件の詳細については、建築住宅課建築係へ
22	鎌ヶ谷市 健康福祉部 高齢者支援課	鎌ヶ谷市高齢者すみよい住まいづくり 助成事業	高齢者	補助	浴室、階段昇降機の改造、設置 50万円 手すりの設置 5万円	「取」・「そ」 在宅の要介護者で市民税非課税世帯 「取」・「そ」 筋力低下が予想される虚弱高齢者で市民税非課税世帯			047 (445)1141	詳細については担当課へ
22	鎌ヶ谷市 健康福祉部 高齢者支援課	鎌ヶ谷市身体障がい者住宅改造費用 助成事業	障害者	補助	住宅の改造費用、機器の設置費用の1/2(上限額50万円)	「そ」身体障害者手帳の交付を受けた者 「年」65歳未満			047 (445)1141	詳細については担当課へ
23	君津市 建設部 建築指導課	君津市木造住宅耐震診断補助金 交付事業	災害対策	補助	耐震診断の経費 5万円上限	「そ」 ・市内に住所を有し自己居住の戸建て住宅 ・昭和56年5月31日以前建築			0439 (56)1158	
23	君津市 建設部 建築指導課	君津市住宅取得奨励制度	一般	補助	新築住宅取得者 最大100万円	「そ」 申請期間は新築住宅取得後6ヶ月以内		平成20年4月1 日から3年間	0439 (56)1293	詳細については担当課へ
23	君津市 市民環境部 環境保全課	君津市住宅用太陽光発電 システム設置費補助金	一般	補助	1kWあたり3万円(上限12万円)	「そ」 ・市内に住所を有し、自ら居住する住宅(貸家・共同 住宅を除く)に太陽光発電システムを設置する者 ・市税の未納がない者 ・工事着工前に申請し、年度末までに工事が完了する者		H17年度～ 21年度	0439 (56)1213	詳細については担当課へ
24	富津市 街づくり課	富津市住宅建設資金利子補給事業	一般	利子補給	1,000万円	「取」～800万円 「そ」市税完納	0.50%	5年	0439 (80)1313	
25	浦安市 住宅課	分譲集合住宅共用部分修繕費等工事資金 利子補給事業	一般	利子補給	共用部分の補修・改良工事資金	分譲集合住宅管理組合	1%	10年	代表 047 (351)1111	
25	浦安市 介護保険課	住宅改修費助成事業	高齢者	補助	浴室・トイレ等の改修 50万円 *一割自己負担	「年」65歳以上の介護保険認定者			代表 047 (351)1111	
25	浦安市 高齢者支援課	住み替え家賃等助成事業	高齢者	補助	家賃:転居前家賃との差額かつ4万円、転居一時金:40万円、 契約更新料:16万円	「年」①65歳以上の独居、②65歳以上及び60歳以上で構成された世帯、 ③65歳以上及びその配偶者世帯、④①～③と18歳未満で構成された世帯 「取」所得制限あり 「そ」市内に1年以上居住			代表 047 (351)1111	
25	浦安市 障がい福祉課	住み替え家賃等助成事業	障害者	補助	家賃:転居前家賃との差額かつ4万円、転居一時金:40万円、 契約更新料:16万円	「そ」 身体障害者手帳1～3級または療育手帳(A)～B1の方を含む世帯			代表 047 (351)1111	
25	浦安市 障がい福祉課	住宅改造費用の助成	障害者	補助	70万円(介護保険受給者は50万円)	「年」6～65歳未満 「そ」障害者手帳1.2級等 ただし、肢体不自由の障がい又は車いす等の 補装具の交付を受けた内部障がい有する方に限る			代表 047 (351)1111	
25	浦安市 建築指導課	木造建築物耐震改修助成制度	災害対策	補助	耐震診断:診断費用の2/3かつ8万円を限度 耐震改修:改修費用の1/3かつ100万円を限度	昭和56年5月31日以前に建築した木造住宅			代表 047 (351)1111	
25	浦安市 建築指導課	既存建築物耐震改修助成制度	災害対策	補助	予備診断:診断費用の2/3 本診断:費用の2/3 補強設計及び工事監理: 費用の2/3または1/3(低層分譲マンション) 耐震改修工事: 費用の2/3または1/3(低層分譲マンション) ※限度額あり	昭和56年5月31日以前に建築した分譲マンション、低層分譲マンション、 緊急輸送道路沿道建築物、医療施設			代表 047 (351)1111	
25	浦安市 こども家庭課	母子家庭住宅手当	母子家庭	補助	1万円を超えた分で1万5,000円が限度	「取」所得制限 ～301万円 「そ」20歳未満の児童を養育していて、月額1万円を超える家賃を払って いる母子家庭の世帯主			代表 047 (351)1111	
26	四街道市 建築課	四街道市木造住宅耐震診断費補助制度	災害対策	補助	耐震診断:経費の2/3(上限8万円)	「そ」自己居住、木造住宅、ほか			043 (421)6144	
26	四街道市 建築課	四街道市木造住宅耐震改修工事費 補助制度	災害対策	補助	耐震改修工事:補助対象経費の合計額の1/3(上限50万円)	「そ」自己居住、木造住宅、耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある (上部構造評点0.7以上1.0未満)」又は「倒壊する可能性が高い(上部構造 評点0.7未満)」と診断されたもの、ほか			043 (421)6144	

※1 「一般」「高齢者」「障害者」「災害対策」「木造住宅奨励」「母子・子育て家庭」「その他(同和、勤労世帯、農林水産振興、U・Iターン促進等)」
 ※2 「直貸し」「預託」「利子補給」「直貸し・利子補給」「預託・利子補給」「補助」「その他」
 ※3 「年」:年齢要件あり 「取」:収入要件あり 「そ」:その他の要件あり

平成21年6月更新

県内市町村住宅関連助成事業概要一覧表 ※本紙は概要なので、詳細は各市町村の担当課にお問い合わせください。

11枚目 / 全16枚中

市町村名	担当部署	事業名	事業目的 ※1	助成方式 ※2	助成対象と融資限度額 (利子補給の場合は対象限度額、 助成の場合は助成額上限)	助成対象(者)要件 (申込資格)※3	貸付利率(利子補給の場合は利子補給率)(%)	期間	担当部署 電話番号	備考	
26	四街道市	障害者支援課	日常生活用具取付費助成	障害者	補助	日常生活用具の取付工事費を必要とする場合 限度額 6万円	「そ」 平衡機能・下肢・体幹機能に障害を有し 家庭内の移動に介助を要するもの		043 (421)6122		
27	袖ヶ浦市	高齢者支援課	袖ヶ浦市高齢者住宅整備資金貸付事業	高齢者 障害者	直貸し	手すりの設置・段差解消等 300万円限度	「取」・「年」・「そ」	無利子	10年	代表 0438 (62)2111	
27	袖ヶ浦市	都市計画課	住宅耐震促進事業	災害対策	補助	耐震診断費 総額50,000円のうち、45,000円を市が助成 (自己負担5,000円)	「そ」			代表 0438 (62)2111	
27	袖ヶ浦市	都市計画課	木造住宅耐震改修事業	災害対策	補助	・耐震設計監理(限度額10万円)・・・一般・高齢者等 ①耐震改修工事(限度額40万円)・・・一般 ②耐震性能向上工事(限度額50万円)・・・高齢者等	「そ」 対象建築物を所有し、かつ、居住する個人 *左記で「高齢者等」とは、65歳以上の者または身体障害者福祉法による 身体障害者手帳1級若しくは2級の者			代表 0438 (62)2111	
27	袖ヶ浦市	都市計画課	住宅取得奨励金事業	一般	補助	・新築した住宅を取得し、そこに居住する者 ・確認済証及び検査済証を受けた新築住宅 ・居住誘導面積水準を満たす者 ・市税の滞納がない者 上記要件を満たす場合、申請により10万円支給	「そ」 平成19年1月2日以降に住宅を取得した者で 固定資産税を新規に課税された住宅に 居住する者			代表 0438 (62)2111	期限付き措置 (平成23年3月31日まで に住宅を取得した者が 対象)
27	袖ヶ浦市	下水道課	水洗便所改修事業助成制度(1)	一般	直貸し	一般住宅:水洗便所改修に要する資金 1槽につき限度額60万円以内。 一般住宅以外:水洗便所改修に要する資金 1槽につき限度額100万円以内。	「そ」 ・下水道処理区域内の建物の所有者又は所有者の同意を得た占有者。 ・連帯保証人(市内在住)を1名付けること。 ・市税・受益者負担金・下水道使用料を滞納していないもの。 (連帯保証人も同様)	無利息	4年	代表 0438 (62)2111	
27	袖ヶ浦市	下水道課	水洗便所改修事業助成制度(2)	一般	補助	供用開始3年以内に改修工事を実施した者。 ・汲み取り便所改修 1槽につき3万円以内 ・し尿浄化槽改修 1槽につき2万円以内	「そ」 市税・受益者負担金・下水道使用料を滞納していない者。			代表 0438 (62)2111	
27	袖ヶ浦市	下水道課	雨水貯留施設設置工事助成制度	一般	補助	・浄化槽を雨水貯水槽に転用する場合、転用工事費の 1/2以内とし、75,000円を限度とする。 ・市販の雨水貯留槽(80ℓ以上)を新設する場合、 設置工事費の1/2以内とし、25,000円を限度とする。	・市街化区域内の処理区域において、 建物所有者が設置する雨水貯留施設。 ・市税・受益者負担金・下水道使用料を滞納していない者。			代表 0438 (62)2111	(期限付き措置であるため、平成22年3月31日 限)
27	袖ヶ浦市	廃棄物対策課	生ごみ肥料化容器等購入設置助成金	一般	補助	○生ごみ肥料化容器 購入価格の1/2【上限3,000円】 1世帯2基まで ※EMポカンを購入した場合補助限度額内で対象 ○生ごみ処理機 購入価格の1/2【上限25,000円】 1世帯1基まで	「そ」 市内に住所を有し、現に居住している者 市税を滞納していない者			代表 0438 (62)2111	
27	袖ヶ浦市	廃棄物対策課	合併処理浄化槽設置事業補助金	一般	補助	高度処理型(リン・窒素除去型) 5人槽～50人槽 444,000～576,000円 高度処理型(BOD除去型) 5人槽～50人槽 489,000～903,000円 通常型転換5人槽～50人槽 332,000～548,000円 ※H21.4改定額	①補助対象区域 次の区域を除く市内全域 ア.公共下水道認可区域及び公共下水道計画区域 イ.工業専用地域 ウ.農業集落排水事業の採択を受けた地区 エ.その他市長が特に定める地域 ②補助対象建物 専用住宅、共同住宅、下宿・寄宿舎及び店舗等併用住宅			代表 0438 (62)2111	年度によって補助金額 が変更する場合があります。 詳細は担当課へ
27	袖ヶ浦市	廃棄物対策課	生活排水処理施設設置事業補助金	一般	補助	生活排水処理施設の設置に対する経費の2分の1の額とし、20 万円を限度とする	補助対象区域 次の区域を除く市内全域 ア.公共下水道認可区域及び公共下水道計画区域 イ.工業専用地域 ウ.農業集落排水事業の採択を受けた地区 エ.その他市長が特に定める地域			代表 0438 (62)2111	詳細は担当課へ
27	袖ヶ浦市	環境管理課	袖ヶ浦市生垣設置奨励補助金	その他 (緑化 推進)	補助	住宅用地に生垣を新規に設置する場合で、 総延長が5m以上の場合 ①生垣の長さ1mにつき2,000円を補助し、 50,000円を限度とする。 ②高さ1m以上の既存ブロック塀等を取り壊して60cm以下と して生垣を設置する場合には、取り壊す塀1mにつき2,500円 とし、50,000円を限度とする額を加算する。	「そ」 ・市内の住宅用地であること(販売を目的とする住宅用地は除く) ・1戸につき1回限りであること ・生垣設置前に申請すること ・その他の条件等に関しては袖ヶ浦市ホームページ参照のこと		1回のみ の補助	代表 0438 (62)2111	
28	八街市	市民部 福祉課	八街市住宅重度身体障害者(児)等 住宅改善費助成事業	障害者	補助	(1)手すりの取付け (2)段差等の解消 (3)滑り防止、移動の円滑化等のための床材の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)特殊便器への便器の取替え (6)その他前各号に掲げる工事に付帯して必要となる 住宅改善の工事 ★限度額20万円	「そ」 下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動 機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢期以上の身体障害者 (児)で3級以上 (原則として対象者1人につき1回に限るものとする) 介護保険制度に基づく住宅改修費の支給を受けられる者は、 対象者から除く			043 (443)1649	

※1 「一般」「高齢者」「障害者」「災害対策」「木造住宅奨励」「母子・子育て家庭」「その他(同和、勤労世帯、農林水産振興、U・Iターン促進等)」
 ※2 「直貸し」「預託」「利子補給」「直貸し・利子補給」「預託・利子補給」「補助」「その他」
 ※3 「年」:年齢要件あり 「取」:収入要件あり 「そ」:その他の要件あり

平成21年6月更新

県内市町村住宅関連助成事業概要一覧表 ※本紙は概要なので、詳細は各市町村の担当課にお問い合わせください。

12枚目 / 全16枚中

市町村名	担当部署	事業名	事業目的 ※1	助成方式 ※2	助成対象と融資限度額 (利子補給の場合は対象限度額、 助成の場合は助成額上限)	助成対象(者)要件 (申込資格)※3	貸付利率(利子補給の場合は利子補給率)(%)	期間	担当部署 電話番号	備考
28	八街市	建設部 下水道課	水洗便所改造資金融資あっせん及び 利子補給制度	一般	利子補給 (対象) 公共下水道処理区域内で行う次の工事 ①くみ取り便所の水洗便所への改造工事 ②し尿浄化槽を廃し、公共下水道に接続する工事 (限度額) 50万円以下	「そ」 公共下水道供用開始告示日から3年以内に 工事を行う者で、次の要件も必要。 ①資金調達が困難。 ②建物所有者か、工事施行に建物所有者の 同意を得た者。 ③市税等が未滞納。 ④償還能力が有る者。	6.50% (平成20年度 実績値)	50月以内	直通043 (443)1440	
	八街市	建設部 下水道課	生活扶助世帯水洗便所改造費 補助金交付制度	その他 (生活扶助 世帯)	補助 (対象) 既設のくみ取り便所・し尿浄化槽を廃して 水洗便所に改造する工事 (限度額) 工事費に相当する額 (ただし、生活保護法の住宅扶助で補える額を除く。)	「そ」 公共下水道処理区域内の建物所有者で、既設のくみ取り便所・ し尿浄化槽を廃して水洗便所に改造する工事を行う、 生活保護法で規定する生活扶助世帯			直通043 (443)1440	
28	八街市	経済環境部 環境課	家庭用小型合併処理浄化槽設置事業 補助金	一般	補助金額 《通常型(単独層からの転換)》 5人槽 512千円、6~7人槽 594千円、8~10人槽 728千円 《通常型(汲取槽からの転換)》 5人槽 432千円、6~7人槽 514千円、8~10人槽 648千円 《高度処理型(新規)》 5人槽 444千円、6~7人槽 486千円、8~10人槽 576千円 《高度処理型(単独転換)》 5人槽 624千円、6~7人槽 666千円、8~10人槽 756千円 《高度処理型(汲取転換)》 5人槽 544千円、6~7人槽 586千円、8~10人槽 676千円	①下水道認可区域外 ②個人の専用住宅、一部併用住宅。(建売、貸家は補助対象外) 新規は、高度処理型のみ。 転換は、建物の建て替え等に伴う場合には適用されません。 ③工事着工前が対象となります。 ④道路側溝等に接続する場合は、占用許可書の写しが必要となります。 ⑤補助対象基数は、当該年度の予算枠内となりますので、予算終了次第 受付締切となります。			043 (443)1406	
29	印西市	健康福祉部 社会福祉課	住宅改修費給付事業	障害者	補助 (1)手すりの取付け(2)段差の解消(3)滑り防止、移動の円滑化 等のための床又は通路面の材料の変更(4)引き戸等への扉の 取替え(5)特殊便器への便器の取替え(6)その他前各号の住宅 改修に付帯して必要となる住宅改修 ★限度額20万円(うち1割を自己負担)	「そ」 下肢・体幹機能障害3級以上 (原則として対象者1人につき1回に限るものとする) 介護保険制度に基づく住宅改修費の支給を受けられる者は、 対象者から除く			0476 (42)5111	
29	印西市	健康福祉部 社会福祉課	高齢者及び重度障害者居室等 増改築・改造資金利子補給金交付事業	高齢者・ 障害者	利子補給 千葉県高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金貸付 要綱第13条の規定により貸付決定を受けた資金	「年」 60歳以上 「そ」 身体障害者手帳の交付を受けた者で3級以上 及び療育手帳の交付を受けた者でA2以上	年3%	申請年度から 10年以内	0476 (42)5111	
30	白井市	都市計画課	白井市住宅増築・改築・修繕等相談会	一般	その他 相談日 毎月第3水曜日、相談場所 白井市役所 相談料 無料 相談員 白井市住宅増築・改築・修繕等相談連絡会会員	「そ」 市内居住者			047 (492)1111 内線3233	
30	白井市	都市計画課	白井市木造住宅耐震相談会	災害対策	その他 相談日 年4回※ホームページ等でお知らせします。 相談場所 白井市役所、相談料 無料 相談員 木造住宅耐震相談士、申込 先着順(電話申込可)	対象 S56年以前に建築した木造住宅			047 (492)1111 内線3233	
30	白井市	社会福祉課	白井市身体障害者等住宅改造費助成	障害者 高齢者	補助 改築 30万円	「年」「そ」 障害者(肢体不自由1,2級、視覚障害1,2級) 高齢者(65歳以上)			047 (497)3484	
30	白井市	環境課	白井市生ごみ処理容器等購入費助成	一般	補助 生ごみ肥料化容器 購入価格の2/3、限度額3,000円 生ごみ処理機 購入価格の1/2、限度額30,000円	「そ」 市内居住者			047 (492)1111 内線3275	
30	白井市	環境課	白井市合併処理浄化槽設置 整備事業補助金	一般	補助 高度処理型(リン・窒素除去型) 5人槽~10人槽 444,000~576,000円 高度処理型(BOD除去型) 5人槽~10人槽 489,000~903,000円 通常型新規 120,000円 通常型転換5人槽~10人槽 332,000~548,000円 ※H20.4改定額	詳細については、担当課にお問い合わせください。			047 (492)1111 内線3277	
30	白井市	上下水道課	白井市水洗便所改造資金助成制度	一般	補助 水洗便所改造資金 供用開始後3年以内に水洗便所に改造する 工事利子相当額25,000円限度 排水設備改造資金 供用開始後1年以内に排水設備に改造する 工事30,000円/1件	処理区域内の建築物等の所有者又は 建築物等の所有者の同意を得た者 市税・下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない者 市指定金融機関から資金借入れをした者(水洗便所改造資金)			047 (492)1111 内線3459	
30	白井市	都市計画課	白井市耐震診断助成制度	災害対策	補助 木造戸建住宅 耐震診断費用の2/3以内かつ7万円を限度 マンション等(区分所有) 耐震診断費用の2/3以内かつ100万円を限度	・戸建住宅 昭和56年5月31日以前に着工されたRC造、SRC造又はS造の住宅で 3階以下のもの。 ・マンション 昭和56年5月31日以前に着工されたRC造、SRC造又はS造であるもの			047 (492)1111 内線3233	

※1 「一般」「高齢者」「障害者」「災害対策」「木造住宅奨励」「母子・子育て家庭」「その他(同和、勤労世帯、農林水産振興、U・Iターン促進等)」
 ※2 「直貸し」「預託」「利子補給」「直貸し・利子補給」「預託・利子補給」「補助」「その他」
 ※3 「年」：年齢要件あり 「収」：収入要件あり 「そ」：その他の要件あり

市町村名	担当部署	事業名	事業目的 ※1	助成方式 ※2	助成対象と融資限度額 (利子補給の場合は対象限度額、 助成の場合は助成額上限)	助成対象(者)要件 (申込資格)※3	貸付利率(利子補給の場合は利子補給率)(%)	期間	担当部署 電話番号	備考
31 富里市	社会福祉課	富里市在宅心身障害者(児)日常生活用具の給付・貸与及び取付工事費用助成事業	障害者	補助	改修費 20万円	「そ」 障害者部位の要件あり (身体障害者手帳3級以上かつ介護保険非対象者)			代表 0476 (93)1111	
31 富里市	都市計画課	木造住宅耐震診断補助事業	災害対策	補助	耐震診断費用の1/2以内かつ5万円を限度	「そ」自己の居住用に共する、昭和56年5月31日以前に着工された、市内に存する地上階数2以下かつ木造の、一戸建て住宅又は併用(住宅部分1/2以上)住宅。			都市計画課 0476(93)1111 1内線427	
31 富里市	課環境	小型合併処理浄化槽補助事業	一般	補助	単独浄化槽から通常型への転換 5人槽 512,000円、7人槽 594,000円 汲取から通常型への転換 5人槽 432,000円、7人槽 514,000円 高度型・新設 5人槽 444,000円、7人槽 486,000円 単独槽から高度型への転換 5人槽 624,000円、7人槽 666,000円 汲取から高度型への転換 5人槽 544,000円、7人槽 586,000円	「そ」補助対象地域内において、住宅等に小型合併処理浄化槽を設置しようとする者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。 ①浄化槽法の規定による設置届けを行わずに、又は建築基準法による確認を受けずに設置しようとする者。 ②住宅を借りている者で、貸主の承諾が得られない者。 ③補助事業の期間内に設置できない者 ④販売の目的で建築した建物に設置する者 ⑤市税を滞納している者			代表 0476 (93)1111	
32 南房総市	建設部管理課	木造住宅耐震診断費補助事業	災害対策	補助	耐震診断 診断費用の2/3 限度額8万円	昭和56年5月31日以前に建築した木造住宅			0470 (33)1104	
32 南房総市	建設部管理課	住宅取得奨励金交付制度	一般	補助	新築住宅取得者 30万円 市外からの転入者で市内建設業者施工 30万円加算 最大60万円	「そ」 平成21年4月1日以降に建築確認済証の交付を受けた住宅を、自分が住む為に取得した者 転入者にあつては過去3年以内に南房総市に住所を定めていないもの	平成21年度から3年間	0470 (33)1104		
33 匝瑳市	都市整備課	匝瑳市木造住宅耐震診断補助事業	災害対策	補助	耐震診断:経費の1/2(上限4万円)	「そ」 昭和56年5月31日以前建築、自己居住、木造住宅、市税完納ほか			0479 (73)0091	H20年度より開始予定 詳細については担当課へ
33 匝瑳市	環境生活課	匝瑳市合併浄化槽促進事業	一般	補助	新規 限度額12万円 転換 限度額5人槽 51.2万円 6-7人槽 59.4万円 8-10人槽 72.8万円	「そ」 市税完納、市内で合併処理浄化槽を設置する者 (共同住宅・併用住宅を含む)ほか			0479 (73)0088	詳細については担当課へ
34 香取市	都市計画課	香取市木造住宅耐震診断事業	災害対策	補助	診断費の1/2(上限5万円)	「そ」 木造住宅の所有者でかつ自らが居住する者			0478 (50)1214	
34 香取市	下水道課	香取市合併処理浄化槽設置整備事業補助金	一般	補助	新設 高度型 5人槽 444,000円 7人槽 486,000円 10人槽 576,000円 単独浄化槽から転換 通常型 5人槽 512,000円 7人槽 594,000円 10人槽 728,000円 高度型 5人槽 624,000円 7人槽 666,000円 10人槽 756,000円 汲取からの転換 通常型 5人槽 432,000円 7人槽 514,000円 10人槽 648,000円 高度型 5人槽 544,000円 7人槽 586,000円 10人槽 676,000円	「そ」 自己の居住の用に供する住宅に合併処理浄化槽を申請年度に設置する者に対して予算の範囲以内で補助金を交付する。ただし、次に該当する者に対して、補助金を交付しない。 浄化槽法の規定による設置届けを行わず、又は建築基準法による確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者 住宅等を賃貸借している者 市税を滞納している者			0478 (54)3521	
34 香取市	下水道課	下水道接続工事等資金利子補給	一般	利子補給	既設の汲み取り式便所または浄化槽から下水道・農業集落排水への接続、または合併処理浄化槽への転換工事費、及び接続に係る受益者負担金・分担金 【限度額:工事費100万円、受益者負担金・分担金は全額】	「そ」 ・建物の所有者または建物の所有者の同意を得た使用者である個人 ・供用開始後3年以内 ・市税に滞納が無い	10%まで	5年以内	0478(54) 3521	
34 香取市	障害福祉課	住宅改修費給付事業	障害者	補助	(1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) 前各号に掲げるもののほか、住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 限度額 20万円(うち1割は自己負担)	「そ」 障害者部位の要件あり (身体障害者手帳3級以上かつ介護保険非対象者) (特殊便器等への取替えについては上肢障害2級以上の者) 「収」 収入要件あり			0478 (50)1252	
35 山武市	環境保全課	浄化槽設置事業補助金	一般	補助	5人槽332,000円 6~7人槽414,000円 8~10人槽548,000円 単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する場合の上乗せ額 180,000円	「そ」 ・農業集落排水事業の区域外 ・住民登録をおく者で市民税完納 ・専用住宅又は2分の1以上が同居			0475 (80)1161	

※1 「一般」「高齢者」「障害者」「災害対策」「木造住宅奨励」「母子・子育て家庭」「その他(同和、勤労世帯、農林水産振興、U・Iターン促進等)」
 ※2 「直貸し」「預託」「利子補給」「直貸し・利子補給」「預託・利子補給」「補助」「その他」
 ※3 「年」:年齢要件あり 「収」:収入要件あり 「そ」:その他の要件あり

市町村名	担当部署	事業名	事業目的 ※1	助成方式 ※2	助成対象と融資限度額 (利子補給の場合は対象限度額、 助成の場合は助成額上限)	助成対象(者)要件 (申込資格)※3	貸付利率(利子補給の場合は利子補給率)(%)	期間	担当部署 電話番号	備考	
35	山武市	社会福祉課	住宅改修費助成事業	高齢者 障害者	補助	居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費 【限度(基準)額20万円 本人1割負担】	「取」 障害者本人又は世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が50万未満の世帯。 「そ」 下肢・体幹又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害3級以上。(移動機能障害に限る) 一部、上肢2級以上。			0479 (80)8364	
36	いすみ市	健康高齢者支援課	住宅等リフォーム事業	高齢者	補助	30万円を超える改修工事につき、一律10万円の補助	「年」・「そ」 市内居住の65歳以上の高齢者やその同居家族			0470 (62)1118	
36	いすみ市	環境保全課	合併処理浄化槽設置整備事業	一般	補助	単独処理浄化槽からの転換設置 5人槽 51万2千円 7人槽 59万4千円 10人槽 72万8千円 汲み取り便槽からの転換設置 5人槽 43万2千円 7人槽 51万4千円 10人槽 64万8千円	「そ」 市内居住者及び居住予定者			0470 (62)1385	
37	酒々井町	健康福祉課	重度心身障害者(児)日常生活用具給付(居宅生活動作補助用具(住宅改修))	障害者	補助	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修をとまなうもの 限度額 20万円	「そ」 下肢・体幹機能障害3級以上かつ介護保険非対象者			043 (496)1171 内線136	
37	酒々井町	生活環境課	酒々井町生活排水対策浄化槽推進事業	一般	補助	※平成21年度より 5人槽 444,000円 6~7人槽 486,000円 8~10人槽 576,000円	「そ」 下水道事業計画区域以外で自己の居住の用に供する住宅に高度処理型合併処理浄化槽を設置する者			043 (496)1171 内線342	
40	栄町	環境課	栄町合併処理浄化槽設置整備事業補助制度	一般	補助	・通常型転換5人槽~7人槽 512,000円~594,000円 ・汲み取りより変更 5人槽432,000円~7人槽514,000円	「そ」 詳細については、担当課にお問い合わせ			0476 (95)1111 内線131	
40	栄町	環境課	栄町生ごみ減量化機器購入設置助成制度	一般	補助	電気式生ごみ減量化機器を購入・設置した方に、購入費の一部を助成 購入費の1/2の額(限度額25,000円)	「そ」 ・町内に住所を有し、現に居住していること ・町税等を滞納していないこと			0476 (95)1111 内線133	
40	栄町	福祉課	重度心身障害者(児)日常生活用具給付等事業	障害者	補助	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修をとまなうもの 限度額 20万円	「そ」 下肢・体幹機能障害3級以上かつ介護保険非対象者			0476 (95)1111 内線153	
42	多古町	生活環境課	多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金	一般	補助	住宅に、合併処理浄化槽を新規に設置 5人槽 332,000円 6人槽~7人槽 414,000円 8人槽~10人槽 548,000円 単独浄化槽から合併処理浄化槽へ転換 上記金額に180,000円を加算する くみ取り式便槽から合併処理浄化槽へ転換 上記金額に100,000円を加算する	「そ」 多古町に居住、又は居住しようとする者であって、補助対象区域内において処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。ただし次に該当する者に対しては補助金を交付しない。 ・浄化槽法による設置の届出の審査又は建築基準法による確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者 ・住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者 ・町税等を滞納している者			0479 (76)5406	
42	多古町	生活環境課	生ごみ処理機設置事業補助金	一般	補助	家庭用生ごみ処理機を購入・設置した方に、購入費の一部を助成 購入費の1/2の額(限度額25,000円)	「そ」 ・本町に住所を有し、かつ居住していること。ただし、法人を除く。 ・町税(住民税・固定資産税・国民健康保険税)の滞納をしていないこと。 ・処理機を設置する場所を有し常に良好な状態で維持管理ができること。 ・処理機により堆肥化したものを自家処理できること。			0479 (76)5406	
42	多古町	保健福祉課	住宅改修費助成事業	障害者	補助	居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費 【限度(基準)額20万円 本人1割負担】	「そ」 ・下肢、又は体幹の障害を有する障害程度等級3級以上の身体障害者 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する障害程度等級3級以上の身体障害者 ・学齢児以上で障害程度等級3級以上の身体障害児			0479 (76)3185	
46	芝山町	下水道課	公共下水道水洗便所等改造資金利子補給金交付制度	一般	利子補給	1)汲み取り便所を水洗便所に改造する工事及びこれに併せて行う排水工事 2)浄化槽を廃止する工事及びこれに併せて行う排水工事 以上の工事をするために金融機関から借入を受けた金額とする。 対象限度額:100万円	「そ」 ・処理区域内における建築物の所有者又は所有者の同意を得た建築物の使用人で処理区域公示後3年以内に改造工事を行う者 ・町税、下水道受益者分担金及び下水道使用料を滞納していない者	年2.5%以内	3年	0479 (77)3924	
46	芝山町	下水道課	浄化槽設置整備事業補助金	一般	補助	住宅に、合併処理浄化槽を新規に設置 240,000円/基 単独浄化槽から合併処理浄化槽へ転換 5人槽 332,000円+180,000円 6人槽~7人槽 414,000円+180,000円 8人槽~10人槽 548,000円+180,000円 汲み取り槽から合併処理浄化槽へ転換 5人槽 332,000+100,000円 6人槽~7人槽 414,000円+100,000円 8人槽~10人槽 548,000円+100,000円	「そ」 町に住民登録がある者。ただし次に該当する場合は交付しない。 ・浄化槽法による設置の届出の審査又は建築基準法により確認を受けずに浄化槽を設置した者 ・住宅又は土地を賃借している者で、賃貸人の承諾が得られない者 ・町税等を滞納している者			0479 (77)3924	

※1 「一般」「高齢者」「障害者」「災害対策」「木造住宅奨励」「母子・子育て家庭」「その他(同和、勤労世帯、農林水産振興、U・Iターン促進等)」
 ※2 「直貸し」「預託」「利子補給」「直貸し・利子補給」「預託・利子補給」「補助」「その他」
 ※3 「年」:年齢要件あり 「取」:収入要件あり 「そ」:その他の要件あり

県内市町村住宅関連助成事業概要一覧表 ※本紙は概要なので、詳細は各市町村の担当課にお問い合わせください。

15枚目 / 全16枚中

市町村名	担当部署	事業名	事業目的 ※1	助成方式 ※2	助成対象と融資限度額 (利子補給の場合は対象限度額、 助成の場合は助成額上限)	助成対象(者)要件 (申込資格)※3	貸付利率(利子補給の場合は利子補給率)(%)	期間	担当部署 電話番号	備考
46	芝山町	環境空港対策課	生ごみたい肥化容器等購入設置助成金	一般	補助	電気式生ごみ処理機、コンポスト等を購入した方に、その購入費の一部を補助 電気式生ごみ処理機: 1基あたりの購入費の1/2の額 限度額 2万円 コンポスト等: 1基あたりの購入費の1/2の額 限度額 5千円	「そ」町内に居住している方で ・容器を設置する場所があること。 ・容器等を常に良好な状態で維持管理できること。 ・たい肥化したものを自家処理できること。 ・町税等を滞納していないこと。		0479 (77)3908	
47	横芝光町	福祉課	重度身体障害者等住宅改修費助成事業	障害者	補助	住宅の改修 20万円が上限 (重度身障者等が利用しやすいように居室・浴室・便所・玄関・階段等の改修が対象)	「そ」 身障者手帳1・2級かつ肢体不自由又は視覚障害		0479 (84)1257	
47	横芝光町	都市建設課	横芝光町木造住宅耐震診断補助事業	災害対策	補助	耐震診断・経費の1/2(上限4万円)	「そ」 昭和56年5月31日以前木造住宅建築、自己居住ほか		0479 (84)1217	H21年度より開始 詳細については担当課へ
50	長生村	健康推進課	地域生活支援事業	障害者	補助	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他全各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修【上限額20万円】	「収」 所得金額に応じて補助金額が異なる 「そ」 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上のものであって、障害等3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)		0475 (32)6810	
50	長生村	下水環境課	合併処理浄化槽設置事業	一般	補助	○合併処理浄化槽の新規設置 5人槽～10人槽まで一律120千円 ○単独浄化槽からの転換設置(注1) 5人槽512千円、7人槽594千円、10人槽728千円 ○くみ取り便所からの転換設置(注1) 5人槽432千円、7人槽514千円、10人槽648千円 (注1)新築・改築に伴う転換及び生活排水処理施設事業加入者、家庭雑排水共同処理事業加入者が転換するときを除く	「そ」 ○公共下水道認可区域外 ○専用住宅、店舗併用住宅に設置する10人槽以下の合併浄化槽 ○住宅を継続的に使用する者 ○住宅等を借用している者で、賃貸人の承諾が得られる者 ○浄化槽法5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受け設置する者		0475 (32)2494	
50	長生村	下水環境課	長生村水洗便所改修事業補助金制度	一般	補助	【補助対象】 供用開始から3年以内に便所の水洗化及び、排水設備を実施し接続するための工事 【助成額】 1年以内 3万円 1年から2年以内 2万円 2年から3年以内 1万円	「そ」 1.村内住居者であること。 2.処理区域内における建築物の所有者又は所有者の同意を得た建築物の使用者であること。 3.村税、公共下水道受益者分担金及び使用料を滞納していない者であること。		0475 (32)2494	
51	白子町	環境課	合併処理浄化槽設置整備事業	一般	補助	○単独処理浄化槽からの転換 5人槽430千円、7人槽514千円、10人槽646千円 ○くみ取り便槽からの転換 5人槽390千円、7人槽474千円、10人槽606千円	○コミュニティ・プラント整備事業区域外 ○白子町に住所を有する者 ○一般専用住宅、店舗併用住宅に設置する 10人槽以下の合併処理浄化槽 ○浄化槽法5条第1項に基づく設置の届出の審査、または 建築基準法第6条第1項に基づく確認を受け合併処理浄化槽を設置する者 ○町税等の滞納がない者		0475 (33)2111	
51	白子町	環境課	生ごみ処理容器等購入費補助事業	一般	補助	○コンポスト容器 1基あたり、購入額の1/2(限度額:3,000円) ○生ごみ処理機 1基あたり、購入額の1/2(限度額:20,000円)	○白子町に住所を有し居住している者 ○生ごみ処理容器等により、堆肥化されたごみを自ら処理することが出来る者 ○コンポスト容器は1世帯当たり2年度につき2基以内 ○生ごみ処理機は1世帯当たり5年度につき1基		0475 (33)2111	
52	長柄町	住民課 健康福祉班	長柄町住宅改修費給付事業	障害者	補助	(1)手すりの取り付け (2)段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え(5)洋式便所等への便器の取替え(6)上記に付帯して必要となる住宅改修 【限度額20万円 本人1割負担】	「そ」 障害手帳下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害3級以上。一部、上肢2級以上。		0475 (35)2414	
53	長南町	保健福祉課	長南町住宅改修費給付事業	障害者	補助	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの(トイレ改修、段差解消、手すり取り付け等) 【限度額20万円】	「そ」 障害手帳下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害3級以上。一部、上肢2級以上		0475 (46)2116	
54	大多喜町	環境生活室	生ごみ処理機購入費補助事業	一般	補助	購入価格の1/2【限度額15,000円】	「そ」町内居住者		0470 (82)2111 (内線)277	H23年度まで

※1 「一般」「高齢者」「障害者」「災害対策」「木造住宅奨励」「母子・子育て家庭」「その他(同和、勤労世帯、農林水産振興、U・Iターン促進等)」
 ※2 「直貸し」「預託」「利子補給」「直貸し・利子補給」「預託・利子補給」「補助」「その他」
 ※3 「年」:年齢要件あり 「収」:収入要件あり 「そ」:その他の要件あり

市町村名	担当部署	事業名	事業目的 ※1	助成方式 ※2	助成対象と融資限度額 (利子補給の場合は対象限度額、 助成の場合は助成額上限)	助成対象(者)要件 (申込資格)※3	貸付利率(利子補給の場合は利子補給率)(%)	期間	担当部署 電話番号	備考
54 大多喜町	環境生活室	合併処理浄化槽設置整備事業	一般	補助	【限度額】 単独転換 5人槽 512,000円 7人槽 594,000円 10人槽 728,000円 くみ取り転換 5人槽 432,000円 7人槽 514,000円 10人槽 648,000円	「そ」 町内居住者			0470 (82)2111 (内線)278	H20年度からの予定額
55 御宿町	建設環境課	家庭用小型合併処理浄化槽設置事業	一般	補助	単独処理浄化槽からの転換設置 5人槽 51万2千円 7人槽 59万4千円 10人槽 72万8千円 汲み取り便槽からの転換設置 5人槽 43万2千円 7人槽 51万4千円 10人槽 64万8千円	「そ」 町内居住者及び居住予定者			0470 (68)6694	

※1 「一般」「高齢者」「障害者」「災害対策」「木造住宅奨励」「母子・子育て家庭」「その他(同和、勤労世帯、農林水産振興、U・Iターン促進等)」
 ※2 「直貸し」「預託」「利子補給」「直貸し・利子補給」「預託・利子補給」「補助」「その他」
 ※3 「年」：年齢要件あり 「収」：収入要件あり 「そ」：その他の要件あり